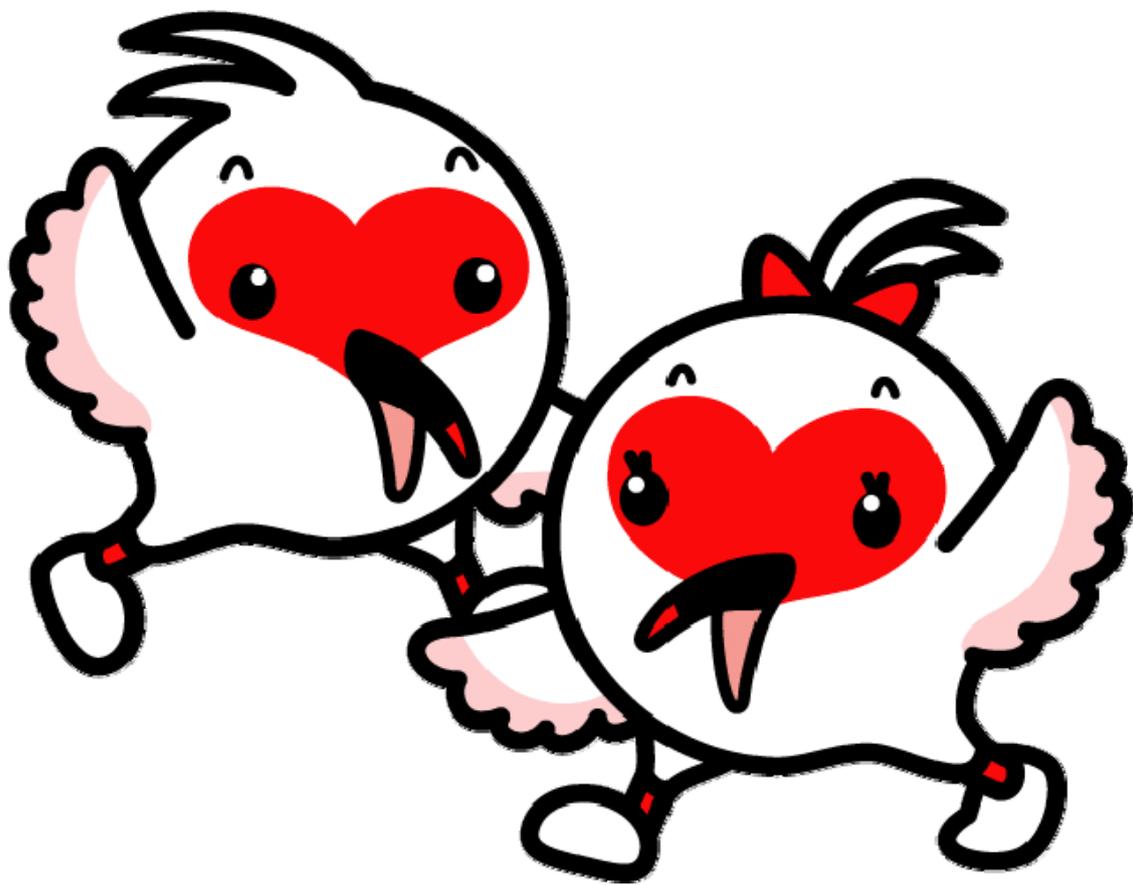


長岡市障害者自立支援協議会 運営の手引き



平成 30 年 4 月
長岡市福祉課

はじめに

長岡市では、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』の規定に基づき、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、長岡市の状況に応じた障害福祉のシステムづくりなどについて協議する場として、長岡市障害者自立支援協議会を設置しています。

協議会は、単にどこかに対して要求し、それをどこかだけが受け止めるというのではなく、地域の関係者が同じテーブルで一緒に考え、動いていくことが設立の目的です。具体的には、当事者やその家族への相談支援など、日頃から支援している人たちが直面している地域課題を協議会として取り上げ、関係者がそれぞれの立場で知恵を出し合うことが重要です。また、関係者がどのような活動をしているのか、どのような社会資源を持っているのかなど、情報を共有することも大切な機能です。

この手引きは、協議会の機能や運営の方法など、共通で認識しておくべき内容について整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

1 全体会

障害のある人が地域で生活していく上で、地域の関係者のネットワークにより情報の共有や協働をすることは非常に重要です。全体会は、地域の障害者団体や関係機関などにより構成し、運営会議で議論された方向性などを確認するほか、障害者等への支援体制に関する情報・課題を共有していくことを目的として開催します。

○ 役割

- ・ 関係者による委員で構成
- ・ 運営会議で議論された方向性などを確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題を各所属内で共有

○ メンバー（例）

- ・ 障害当事者
- ・ 障害当事者の家族（家族会）
- ・ 商工会議所
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 公共職業安定所
- ・ 特別支援学校
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設（入所施設）
- ・ 重症心身障害児施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域振興局健康福祉環境部（地域福祉課・地域保健課）
- ・ 児童相談所
- ・ 宅地建物取引業協会
- ・ ライオンズクラブ（企業）

※ 原則として、各機関等の中で情報を共有でき、現場の状況も把握している責任者が参画する。

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター、福祉課

○ 会議の開催

年2回程度（7月・2月頃）

2 運営会議

協議会全体の調整と運営管理を行う場、つまり協議会の核となる会議です。専門部会や関係機関の会議、長岡市などから提案される地域課題を広い視点で協議し、どのように取り扱うのかを決定するほか、部会設置の協議と提案、ワーキング設置の判断、検討状況の進捗管理を行います。全ての地域課題を一挙に検討することは困難であるため、部会等から優先して解決に取り組むべき課題として提起される地域課題を把握し、解決に向けた方向性や取組等を決定します。

また、協議会全体のあり方を常に検討し、運営体制を改善していくことも重要な役割です。

○ 役割

<地域課題の取扱いに関すること>

- ・ 専門部会や関係機関の会議などから提案される地域課題や、福祉課等が把握した課題などを広い視点（鳥の目）で多角的に協議し、協議会としてどのように取り扱うのかを決定
- ・ 地域課題の解決に向けた方向性や取組等の決定
- ・ 提案された地域課題の解決に取り組む機関（ワーキング含む）の選定
- ・ 専門部会での検討事項等について調整
- ・ ワーキングの設置と検討メンバーの選定
- ・ 専門部会、ワーキング等の達成目標と終了期限の設定
- ・ 課題検討、取組状況の進捗管理
- ・ 地域課題全体の管理及び課題解決（又は一旦の終結）、今後の取組の必要性等の判断

<協議会の運営に関すること>

- ・ 協議会全体の評価とあり方の検討、運営体制の改善

■ 役割を担う上での心得

- ・ 協議会の運営において中核を担うために選ばれたメンバーであることを常に意識すること。
- ・ 地域の前進、当事者の最善を最優先として考え、必要な取組を「できる・できない」で考えるのではなく、今より少しでも良くなるための方法を考えること。

○ メンバー（例）

広い視点で地域課題を多角的に検討し、速やかに効果的な検討体制が組めるよう、地域の状況や関係者（ワーキングメンバーの候補など）を広く把握している者で構成します。

- ・ 協議会会長、副会長

- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 障害者地域生活支援センター（圏域センター）
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 専門部会代表（専門部会との連携を強化）
- ・ 委託相談支援事業所
- ・ 福祉課（課長、課長補佐、障害活動係長、障害支援係長）
- ・ その他、広い見識を持つと認められる者

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター

○ 事務局の役割

- ・ 課題の収集、管理
- ・ 専門部会の新規立ち上げの判断
- ・ ワーキングメンバー候補者の提示
- ・ ワーキングメンバーの依頼
- ・ 専門部会、ワーキング等との連絡調整
- ・ 運営会議の運営に係る庶務

○ 会議の開催

毎月 1 回開催

3 専門部会

障害者等の日々の困り感や課題を把握することは、協議会における課題検討の出発点です。専門部会ではこうした地域課題を抽出し、課題解決の対応策などを検討します。

(1) 専門部会の位置付けと体制について

障害者施策における普遍的な課題で、関係機関のネットワークにより特に継続して取り組んでいく必要のあるテーマについては専門部会を設置します。

【平成 29 年度からの体制について】

地域課題をより効果的に検討していくため、長岡市においては平成 27 年度から協議会のあり方について検討してきました。その結果、下記の部会を設置することとしました。

- ・ 相談体制部会 (平成 28 年度～)
- ・ 相談支援部会 (平成 28 年度～)
- ・ どこだれ部会 (平成 28 年度～／平成 30 年度名称変更)
- ・ 就労部会 (平成 28 年度～)
- ・ 地域づくり部会 (平成 29 年度～)

なお、協議会の体制は地域の状況や社会の変化に伴って柔軟に対応する必要がありますので、専門部会の構成も固定化するのではなく、こうした状況等に見合った体制に随時見直すものとします。

○ 役割

- ・ 地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案
- ・ 運営会議と連携した上で取組の方向性を決定し、所管する分野の課題について検討するとともに、課題解決の対応策を提案
- ・ 部会員は必要に応じて啓発活動等を実施
- ・ 地域課題へ対して、部会員個々、又は複数の部会員の連携により実施が可能な取組は、必要に応じて部会として活動
- ・ 部会が所管する分野の課題解決に取り組むワーキングについて、検討・取組状況の共有と進捗管理
- ・ 障害福祉計画策定過程における計画内容への提言

【相談体制部会】

- ・ 相談支援体制における課題について検討

【相談支援部会】

- ・ 日頃の相談支援を通して把握した障害者等の困り感や課題の共有と、地域課題としての検討

【どこだれ部会】※「どこで だれと 暮らしたいか部会」の略称

- ・ 入所施設や病院からの地域移行について検討（3 障害）

【就労部会】

- ・ 福祉施設から一般就労への移行や定着について検討

【地域づくり部会】

- ・ 地域生活支援拠点機能等について検討

■ 課題を抽出する上での基本的な考え方

常に大きな課題だけを解決しようすると、取り組むべき具体的な対応策が複雑化し、課題解決の十分な効果が得られなかったり、課題解決までの検討が長期化して一向に成果につながらなかつたりする場合があります。

このような場合、大きな課題を作り出しているたくさんの小さな課題（原因）を掘り下げて抽出し、この小さな課題の解決を積み上げていきます。

現状より少しでも良い状況にできれば取組の成果であるという意識が必要です。

○ メンバー（例）

相談体制部会	相談支援部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ 指定特定・一般相談支援事業所 ・ 指定障害児相談支援事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者地域生活支援センター（圏域センター） ・ 障害者基幹相談支援センター ※必要に応じて教育委員会等も参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ 指定特定・一般相談支援事業所 ・ 指定障害児相談支援事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者地域生活支援センター（圏域センター） ・ 障害者基幹相談支援センター ※必要に応じて教育委員会等も参加
どこだれ部会	就労部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療機関 ・ 障害者支援施設（入所施設） ・ グループホーム ・ 生活訓練事業所 ・ 居宅介護事業所（ヘルパー） ・ 訪問看護事業所 ・ 社会福祉協議会 ・ 保健師（市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所 ・ 障害者就業・生活支援センター ・ 公共職業安定所 ・ 特別支援学校 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所（A・B） ・ ライオンズクラブ ・ 長岡市商工部（産業支援課等）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見人 ・ 福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉課
地域づくり部会	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター 	

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

委託相談支援事業所（障害者基幹相談支援センターと連携）

（２）専門部会とワーキングの違いについて

専門部会で検討する課題は、長期的に継続して取り組んでいく必要があるものとし、早急に解決が必要な課題については、運営会議での調整を経てワーキングやその他の関係機関等で検討することとします。

4 その他の会議等

行政や関係機関等において実施される会議等を主催する事務局等と連携するなどして、その会議等を実施した中で見えてくる課題のうち、協議会で取り組むべきものが抽出できるような体制づくりを進めていきます。

具体的には、協議会の役割の周知とあわせ、課題等報告書を活用した課題の提出方法を周知し、関係機関や会議等が抱えている課題を把握していきます。

○ 連携を想定する会議等（例）

- ・ 長岡市障害者差別解消支援地域協議会
- ・ 長岡市障害者虐待防止ネットワーク会議
- ・ 施設長連絡会議
- ・ 事例検討会
- ・ 障害者団体との意見交換会
- ・ 長岡市障害者施策推進協議会
- ・ 長岡市民生委員児童委員協議会
- ・ その他、関係機関等との連絡会議等

5 ワーキング

運営会議において協議会として取り組むこととした地域課題のうち、複数の関係機関が連携した協議が必要であり、個別的で早急に解決が必要な課題についてはワーキングを設置し、関係者により協議していきます。

ワーキングのメンバーは、検討する内容に係る関係者のみで構成し、運営会議で設定された終了目標に向けてできる限りコンパクトな体制を進めていきます。

なお、ワーキングは個別の地域課題ごとに設置されるため、終了目標の達成をもってそのワーキングは解散します。ワーキングの結果、運営会議において次の（別の）検討や取組が必要と判断された場合には、改めてワーキングの設置とメンバーの選定を行い、協議していきます。

○ 役割

- ・ 地域課題の解決に向けた具体的・専門的（虫の目）な検討を実施
- ・ 部会へ検討状況を報告し、取組の方向性や進捗等を共有
- ・ 検討の状況・結果を運営会議に報告し、検討の方向性を確認
- ・ 取組結果のモニタリングと、今後の取組方針の検討を実施

○ メンバー（例）

- ・ 検討する地域課題の分野に精通している者（市の実務担当者も含む）
- ※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

委託相談支援事業所（障害者基幹相談支援センターと連携）

○ 会議の開催

運営会議で設定された終了目標を見据えて、ワーキングで決定（おおむね月 1 回程度のペース）

地域課題解決に向けた取組の流れ

地域課題の解決に向けて関係機関が適切に取組を行っていくためには、協議会の各会議が連動し、それぞれの役割を果たす必要があります。

また、運営会議を中心として、途切れなく円滑に取組を進められるよう調整していきます。(資料 No. 1・2)

○ 各会議の主な役割

【全体会】

- ・ 運営会議で取り扱われている課題の状況についての確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題の共有

【運営会議】

- ・ 専門部会等から報告される地域課題の取扱について協議、決定
- ・ ワーキング等での取組状況の進捗管理

【専門部会】

- ・ 地域課題の抽出と報告
- ・ 課題解決策の検討と提案
- ・ ワーキングでの取組状況の進捗確認と共有

【ワーキング】

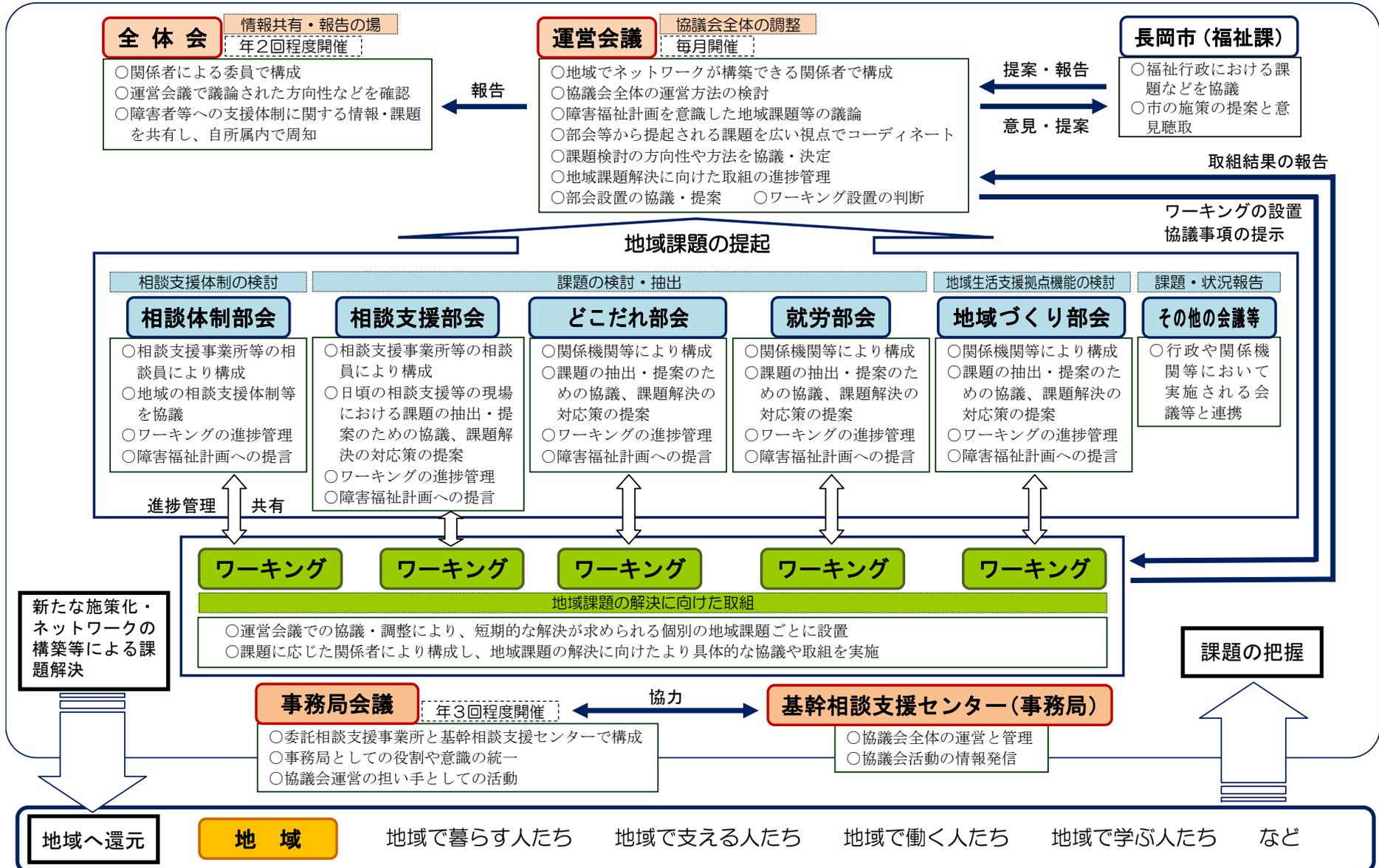
- ・ 課題解決に向けた具体的取組の協議
- ・ 具体的取組の実施

地域課題の取組管理・改善方法

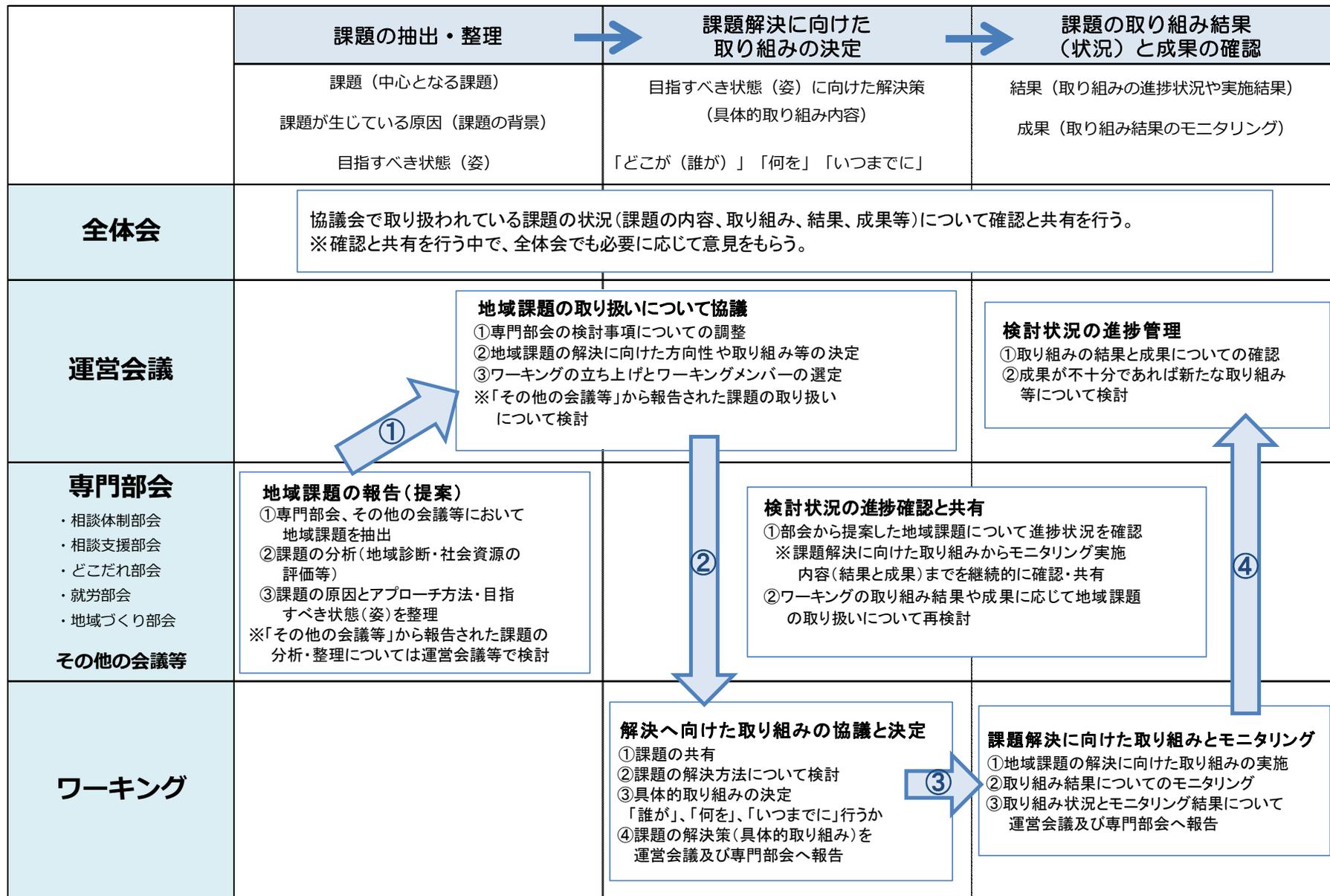
地域課題の解決に向けて各会議等がひたすらに協議・取組だけを繰り返しては、取組の結果がどうなったのか、成果が出たのかがわかりません。そのため、PDCAサイクルで取組管理を実施し、進捗管理だけでなく取組の振り返りも行うことで、取組の評価と改善を行います。PDCAサイクルは、年間をサイクルの期間に分け、当該期間にそれぞれの活動を行います。(資料 No. 3)

ただし、年度途中から取り組み始めた課題や、年度内に完結しない取組もあります。これらの検討も継続して実施する必要があるので、必ずしも固定のサイクルに一致させるのではなく、運営会議と専門部会が連動し、個別の課題ごとの状況に合ったPDCAサイクルで取組を実施します。

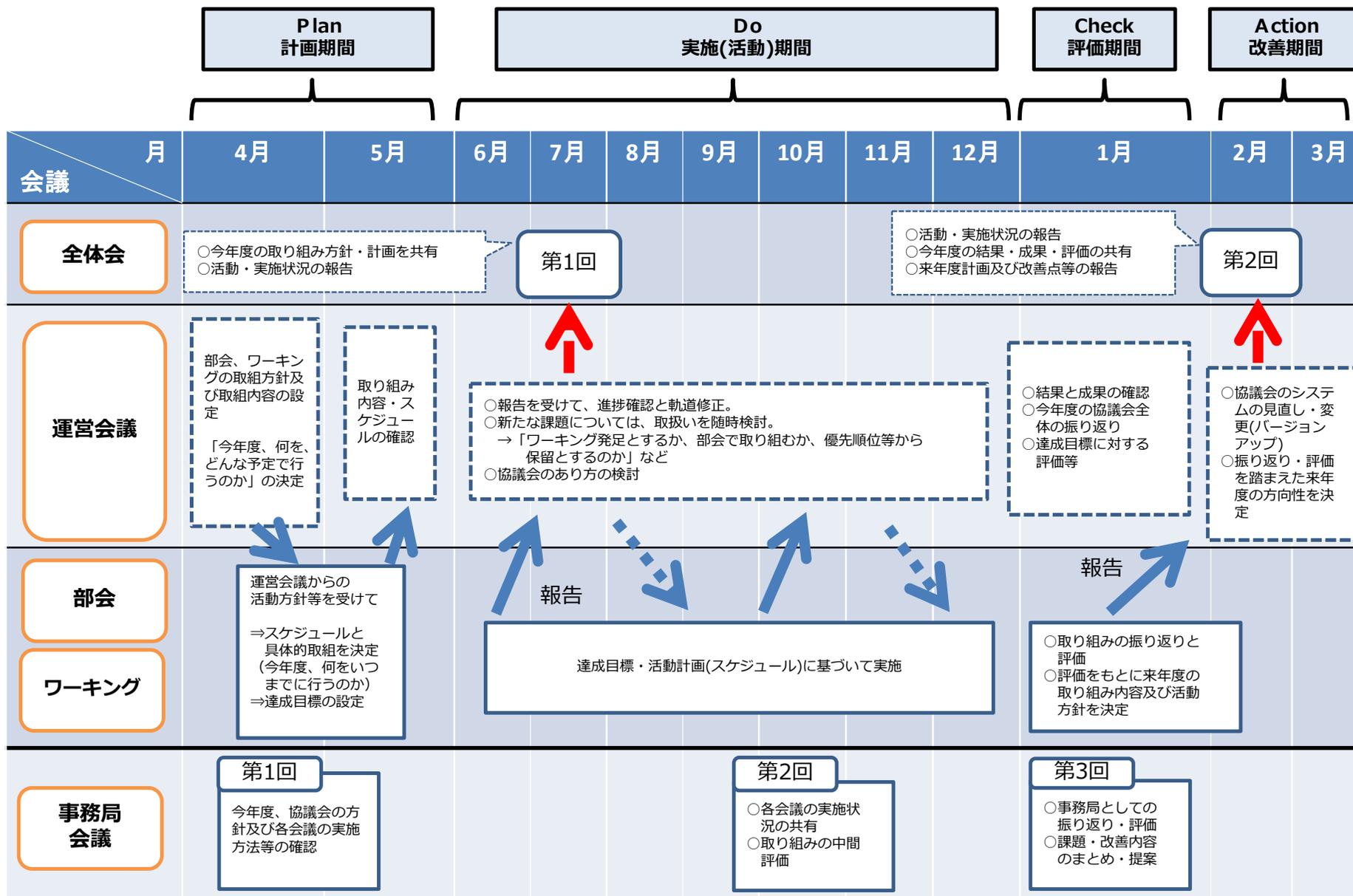
長岡市障害者自立支援協議会の構成



地域課題の取り組みの流れと各関係会議の役割



平成〇年度 協議会のPDCAサイクル



長岡市障害者自立支援協議会開催要領

(目的)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）その他の地域の障害福祉事業に関するシステムづくりに関し定期的な協議を行うため、長岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市が委託した相談支援事業の受託者の運営評価に関する事項
- (2) 相談支援の困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 本市の全域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 本市の全域における社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、相談支援の充実に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員で組織する。

- (1) 相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者
- (2) 保健・医療・教育・雇用関係機関担当者
- (3) 障害者及びその家族（障害者団体関係者を含む。）
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉事業の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が議長となる。

第7条 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。